

香芝市告示第41号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音にかかわる環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行します。

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

基準値	
昼間	夜間
70dB以下	65dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	